R03-34　農業委員会研修テキストシリーズ①　農業委員会制度　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| ３ | 農業委員会とは  農地利用最適化推進委員  イ　定数  　農業委員  　　　ア　任命要件 | ・農業委員会法施行令、施行規則の改正（令和４年４月施行）により、地理的条件その他の状況により農地利用最適化の推進が困難な場合は、施行令８条１項で規定する数に市町村が認める数を加えて定めることができる旨（定数基準の緩和）を追加  ・農業委員の認定農業者等過半要件の見直し（認定農業者に準ずる者を任命できる農業委員会の要件「認定農業者数が農業委員定数の８倍を下回る場合」の倍数を８倍から30倍に緩和すること等）が農水省により検討されている旨を注意書きで追加 |
| ４ | 農業委員会の事務と農業委員・農地利用最適化推進委員の役割  （１）農業委員会法第6条第1項業務  　　　　遊休農地の所有者等への対応  （２）農業委員会法第6条第2項業務 | 令和３年の遊休農地に関する措置の見直しを踏まえ、下記事項を修正  ・利用意向調査の実施時期および農地中間管理機構との協議の勧告の実施時期の見直しを反映、  ・遊休農地に関する措置の流れ（フロー図）を差し替え  ・荒廃農地調査に係る記述を削除  ・非農地判断は利用状況調査の結果、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合、「ただちに」行う旨を追加 |
| ５ | 農業委員会としての「指針」の策定と活動の点検・評価及び公表   1. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定 2. 活動目標・成果目標の設定と点検・評価・公表 | ・「人・農地など関連施策の見直し」に基づく農地及び関連施策として「全ての農業委員会で指針を作成する」ことも検討されている旨を注意書きで追加  令和４年２月に発出された農林水産省経営局長通知を受け、下記事項を修正・追加  ・農業委員会は毎年３月末までに翌年度の最適化活動に係る活動目標と成果目標を設定すること、また、推進委員等は最適化活動に係る記録簿を作成し、その記録に基づいて活動の点検・評価を行い、その結果を公表すること |

※）上記の他にも内容・表記の見直し、説明書きの追加等を行っています。